

令和4年9月1日

日割り算定に関する取扱いの変更について

本市におきまして、サービス提供事業所が臨時休業された場合における取扱いを以下のとおり変更いたします。

なお、適用開始は、令和4年8月利用分からとします。

○総合事業における、臨時休業を行った場合の取扱い

(変更前) 臨時休業を行った場合は、利用者のサービス利用状況に関わらず、一律で日割り算定とする。

(変更後) 臨時休業を行った場合は、利用者のサービス利用状況に応じて、サービス利用に影響が出た利用者にも、日割り算定を適用する。

(サービス利用に影響が出ていない利用者は、通常どおり月額包括報酬)

問い合わせ先

山口市高齢福祉課包括支援担当

TEL：083-934-2758

FAX：083-934-2647